

新型コロナウイルス感染症の影響により、介護保険料の納付が困難な第1号被保険者（65歳以上の方）に対する支払猶予・減免について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、被保険者ご本人もしくは世帯主の方の収入が著しく減少し、介護保険料の支払いが一時的に困難となった方につきましては、申請により保険料の支払猶予または減免が認められる場合がありますので、中新川広域行政事務組合介護保険課へお問い合わせください。

介護保険料の支払猶予・減免に関する問い合わせ先

中新川広域行政事務組合 介護保険課 TEL076-464-1316